

# 金融庁におけるトランジション・ファイナンスの取組みについて

---

内閣府副大臣 藤丸 敏



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# GX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月閣議決定)では、国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション(GX)投資を実現**することとしている。
- 政府においては、2022年7月に「GX実行会議」を設置し、5つの政策イニシアティブを盛り込んだ「GX実現に向けた基本方針」を策定予定。

## 「GX投資のための10年ロードマップ」に盛り込まれた5つの政策イニシアティブ



# 金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月)を踏まえた内閣府令改正案の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充を行う。2023年3月期から適用予定(2022年11月7日～12月7日までパブリックコメント実施)

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 従業員の状況等(充実)

### 第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況(充実)

### 第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

## 従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

## サステナビリティに関する考え方及び取組

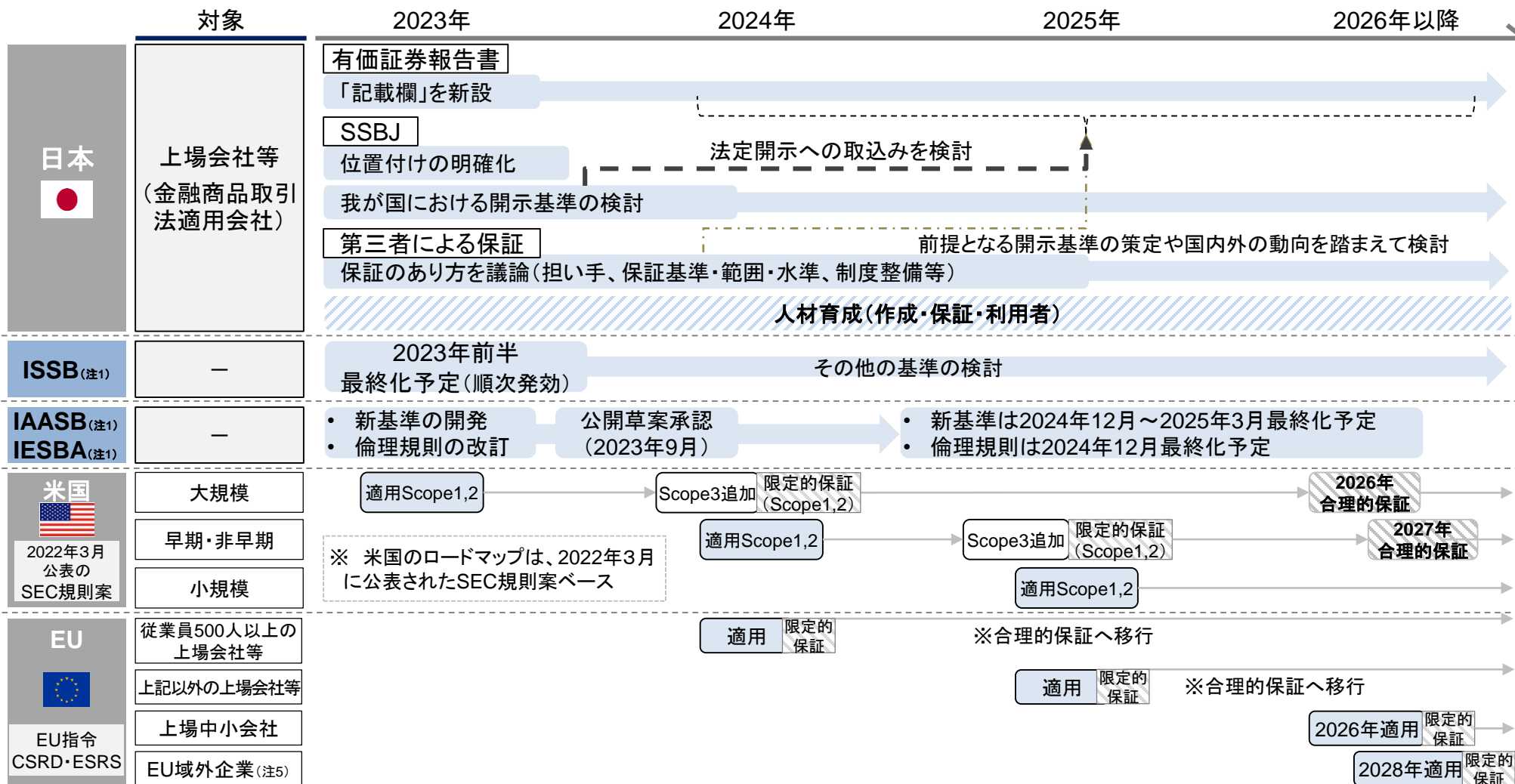
- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
  - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
  - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

## コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める

# 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2)ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載  
 (注3)米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。  
 (注4)CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5)EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ  
 (注6)英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1~2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

# 「ESG関連債情報プラットフォーム」(日本取引所グループ)



詳細検索    ダウンロード

1   2   3   4   5   6   7   次へ   最後

ISINコード/ ISIN	条件決定日/ Pricing date	発行体/ Issuer	債券名称/ Bond name	発行額/ Issuance amount	年限/ Term	募集形態/ Offering format	ESG債区分/ Bond label	評価機関/ External reviewer
JP318320AN67	2022/05/30	株式会社 日本取引所グループ	株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債(社債間限定同順位特約及び譲渡制限付)(グリーン・デジタル・トラック・ボンド)					
JP387040AN38	2022/03/18	株式会社 丸井グループ	株式会社丸井グループ第3回9回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ソーシャルボンド)					
JP369420AN36	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第1回社債(一般担保付)(グリーンボンド)					
JP369420BN35	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第2回社債(一般担保付)(グリーンボンド)					
JP358582AN33	2022/03/04	東京電力リニューアブルパワー	東京電力リニューアブルパワー株式会社第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)					
JP321020AN31	2022/03/02	鹿島建設	鹿島建設株式会社第47回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティボンド)					

## 【個別債券画面】

Produced by

### ESG債情報プラットフォーム

**株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債(社債間限定同順位特約及び譲渡制限付)(グリーン・デジタル・トラック・ボンド)**

・ ISINコード / ISIN :	JP318320AN67	・ 条件決定日 / Pricing date :	2022/05/30
・ 発行体 / Issuer :	株式会社 日本取引所グループ	・ 業種 / TSE sector :	金融・保険業
・ 発行情報等 / Prospectus :	<a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html">https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html</a>		
・ フレームワーク / Framework :	<a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html">https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html</a>		
・ レポート / Reporting :	<a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html">https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html</a>		
・ 主幹証券会社 / Lead managers :	野村證券		
・ 募集形態 / Offering format :	公募(ホールセール)		

・ 発行額 / Issuance amount :	500,000,000円	・ 利率 / Interest rate :	0.05%
・ 年限 / Term :	1.0年	・ 払込期日 / Settlement date :	2022/06/03
・ 償還期限 / Maturity date :	2023/06/03	・ 信用格付け / Credit rating :	

・ ESG債区分 / Bond label :	Green	・ 評価機関 / External reviewer :	R&I
・ 評価情報 / External review :	<a href="https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2022/06/news_release_gf_20220601_jpn_01.pdf">https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2022/06/news_release_gf_20220601_jpn_01.pdf</a>		
・ 参照ガイドライン / Referred guideline :	グリーンボンド原則2021 (ICMA) グリーンボンドガイドライン2020 (環境省)		
・ 備考 / Other information :	グリーン・デジタル・トラック・ボンド <a href="https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html">https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/6020/20220601-01.html</a>		

一覧へ戻る

# ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「**ESG評価機関等**」について評価の透明性・公平性を確保するための「**行動規範**」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、**報告書として公表**。(2022年7月)
- 「**行動規範**」について、昨年7月～9月に実施した**パブリックコメントを踏まえ最終化**(2022年12月)。

(※)わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく(法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく)。賛同の取りまとめを、評価部分は2023年6月、データ部分は2024年6月にそれぞれ実施。

## ESG評価機関への期待 (行動規範としてとりまとめ)

- **透明性の確保**

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること

- **人材の育成**

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

- **利益相反の回避**

業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること

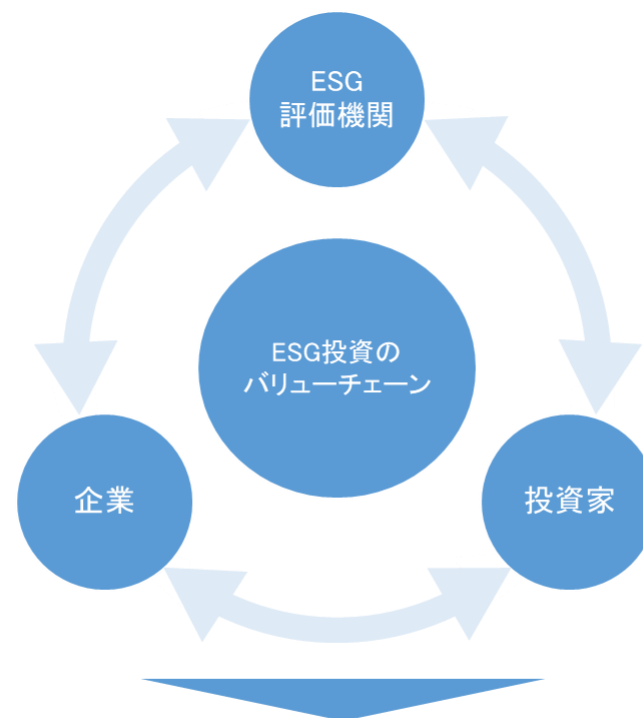
- **企業とのコミュニケーション**

評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

## 機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること(投資家)

- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること(企業)



市場全体として相互の働きかけを通じ  
評価等の質の改善

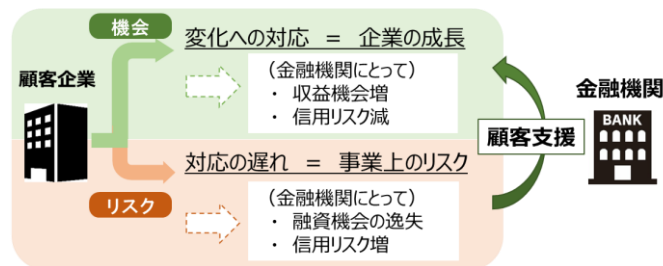
# 金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(ガイダンス)

- ❑ 金融庁の検査・監督基本方針(2018年6月29日公表)を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方**を整理し、2022年7月12日に公表。
- ❑ 本ガイダンスでは、顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- ❑ 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

## 気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

### 基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靱な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。



### 金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供** 等

## 金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

### コンサルティングやソリューションの提供

- (例)
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
  - エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介(顧客間のマッチング)

### 成長資金等の提供

- (例)
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供(トランジション・ローン、グリーンローンなど)
  - 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

### 面的企業支援・関係者間の連携強化

- (例)
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
  - 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

# 「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」

- 2050年脱炭素等に向けた内外の動きが加速する中で、金融機関等においては、国際的な議論や顧客企業・地域の特性を踏まえつつ、企業と協働して持続可能性の向上に資する実効的な取組みを進めることが重要となっている。
- 国際的には、2050年脱炭素と統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の在り方などについて、大手金融機関等による議論が進んでいる。地域においても、顧客企業との間で、地域全体の戦略やサプライチェーンの動向も踏まえながら省エネや脱炭素等について創意工夫を図る金融機関の取組事例がみられつつある。
- 本邦企業の状況を踏まえながら、脱炭素に向けた企業との対話を進める金融機関等の一助となるよう、サステナブルファイナンス有識者会議の下に専門の検討会を設置し、国内外の動向・実例を参照しつつ、金融機関が脱炭素に向けた取組みを行う際に有用な留意点等も含め、金融機関と企業との対話の活発化に向けた方策について議論を行う。

## 共有・議論すべき論点の一例

### ① トランジションに係る国際的な動向・事例

- ・ ネットゼロに係る国際的な金融機関等によるイニシアティブ (NZBA、GFANZなど)の議論の動向
- ・ 金融機関等に止まらない研究機関等による「科学的に統合的」な削減経路の見える化に向けた議論の状況
- ・ 上記のような金融・産業による目標設定の在り方に係る議論を踏まえた、実際の金融機関・企業による協働の取組み
- ・ COP27(11月・エジプト)も踏まえた最新の状況

### ② 地域における脱炭素等の取組み

- ・ 地域金融機関・企業が直面する課題や、こうした課題解決に資する参考事例
- ・ 地域金融機関に期待される役割や地域企業との対話のあり方、具体的ステップ
- ・ 地域における脱炭素等に向けた官民の連携のあり方

### ③ 今後の対応に向けた議論

- ・ 金融機関が脱炭素に向けて行う考え方、有用な留意点、取組事例
- ・ 金融機関の属性(規模・特性)も踏まえた企業との対話のあり方

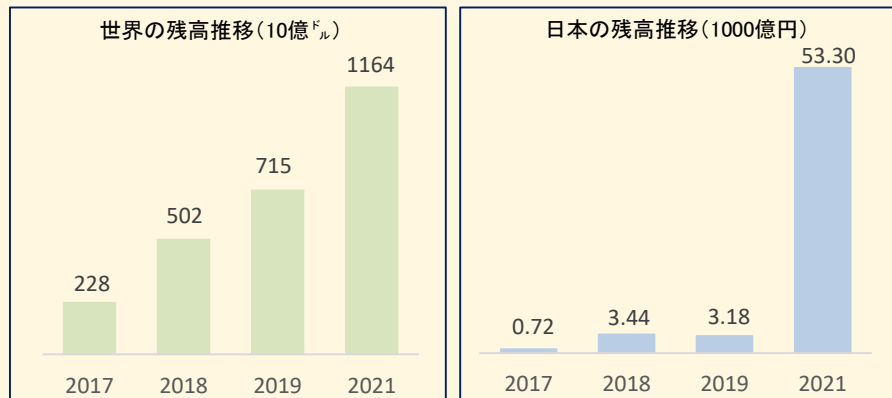


# 「インパクト投資等に関する検討会」

- 投資収益の確保に止まらず社会的課題の解決を目指す「インパクト投資」**については、社会的課題の重要性が高まる中で推進の意義が指摘されており、金融庁では、GSG国内諮問委員会<sup>(※)</sup>と、2020年6月より「インパクト投資に関する勉強会」を開催し、インパクト投資の基本的な知見共有を図ってきたところ。
- 足元では、**わが国のインパクト投資残高は増加の傾向**が続いているが、他の先進国と比較すると投資規模は小さく、市場関係者もわが国での成長可能性を感じており、**投資の拡大を図る余地**がある。
- インパクト投資の拡大を図ることで、**各投資が企図する社会・環境課題の解決に貢献**するとともに、結果として、**スタートアップを含む新たな事業の創出につなげていく**ことが重要ではないか。

- 金融庁・サステナブルファイナンス有識者会議の下に、投資家、金融機関、企業、学識経験者等から構成される**「インパクト投資等に関する検討会」**を設置し、インパクト投資の拡大に向けた議論を進める。

世界と日本のインパクト投資市場規模



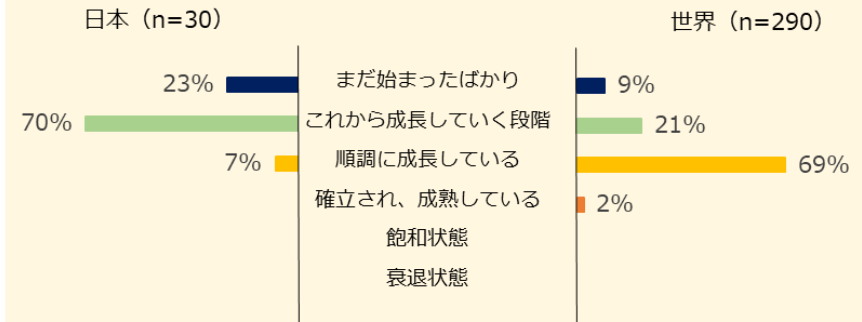
(出典) Global Impact Investing Network (GIIN)

(出典) GSG国内諮問委員会

(注) GIIN、GSG国内諮問委員会が、機関投資家、金融機関等に対し実施したアンケートの回答に基づき集計。一部推計値を含む。

わが国におけるインパクト投資の状況

(「インパクト投資市場の現況をどのように認識されていますか。最も当てはまるものを1つお選びください」との問への回答)



(※) 機関投資家、金融機関等を対象としたアンケート

(出典) GSG国内諮問委員会「日本におけるインパクト投資の現状と課題2021年度」

(※) 2013年G8を機に英国政府が呼びかけ設立されたインパクト投資の国際的ネットワーク(Global Steering Group for Impact Investment: GSG)の日本における推進機関

# 人材育成のためのスキルマップ(サステナブルファイナンス)

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

## I サステナビリティ の 課題と意義

### ① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

### ② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動(仕組み、影響、対応)
2. 汚染予防(大気汚染、化学物質)
3. 自然循環(原料調達、廃棄物管理)
4. 水(取水・排水管理、水資源利用)
5. 生物多様性(生態系の影響評価)

### ③ 社会(S)に係る課題

1. 人権(基本原則、人権デューデリジェンス、様々な人々の権利、AIと倫理)
2. 雇用・労働慣行(強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本)

### ④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス(所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使)
2. リスク管理(ESGリスクマネジメント)
3. 腐敗防止(贈収賄の防止)

基礎

サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなどを理解し、戦略策定・サービス提供等を実践出来ること

## II サステナブル ファイナンスの 知見と実践

### ⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向(分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など)
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則(責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど)
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向(NGFSなどによるシナリオ分析、タクソノミーとトランジションなど)

### ⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト(スタートアップ投資含む)

### ⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
2. リスク管理
3. 指標や目標の設定

### ⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話(エンゲージメント)
3. ステークホルダーとの対話・協働

応用

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

## III 実践を進める ソフトスキル

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。 9